

改正

平成17年2月10日規則第6号

平成20年1月31日規則第3号

平成20年8月4日規則第34号

平成22年9月30日規則第34号

平成26年3月31日規則第16号

平成28年3月30日規則第14号

令和2年12月28日規則第60号

令和3年12月17日規則第36号

令和7年3月31日規則第25号

蓮田市コミュニティセンター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蓮田市コミュニティセンター設置及び管理条例(昭和56年蓮田市条例第1号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づき蓮田市コミュニティセンター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(予約の申込み)

第2条 条例第7条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に予約の申込みを行い、予約の決定を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 予約しようとする日が利用しようとする日の属する月の3月前の月に属する場合(次号に掲げる場合を除く。) 3月前の月の初日から20日までの間
- (2) 予約しようとする日が利用しようとする日の属する月の3月前の月に属し、その日が3月前の月の21日以後の場合 3月前の月の21日から利用しようとする日までの間(予約システム(市長の管理する公共施設に係る蓮田市公共施設予約システムの運用に関する規則(平成20年蓮田市規則第1号)第2条第2項に規定する予約システムをいう。以下同じ。))を使用して行う場合は、3月前の月の21日から利用しようとする日の前日までの間)
- (3) 予約しようとする日が利用しようとする日の属する月の前々月以後に属する場合 前々月

の初日から利用しようとする日までの間（予約システムを使用して行う場合は、前々月の初日から利用しようとする日の前日までの間）

2 前項第1号に掲げる場合における予約の申込みは、予約システムを使用して行わなければならない。

3 第1項の予約の決定は、次の方法により決定するものとする。

（1） 第1項第1号に規定する予約の決定 抽選

（2） 第1項第2号又は第3号に規定する予約の決定 予約の申込みを受け付けた順序
（利用許可の申請）

第3条 申請者は、前条第1項の予約の決定を受けた後、様式第1号の蓮田市コミュニティセンター利用（変更）許可申請書を市長又は指定管理者に提出し、利用の許可を申請しなければならない。

2 申請者が、前条第1項の予約の決定を受けた日から起算して10日以内に前項に規定する利用許可の申請の手続をしないときは、当該予約の申込みは、取り消すものとする。
（利用の許可）

第4条 市長又は指定管理者は、前条第1項の規定による申請に対して利用の許可をしたときは、申請者に様式第2号の蓮田市コミュニティセンター利用（変更）許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 利用権利者（条例第8条に規定する利用権利者をいう。以下同じ。）は、センターを利用するときは、許可書を提示しなければならない。
（利用の許可の変更等）

第5条 利用権利者が許可に係る事項の変更をしようとするときは、速やかに様式第1号の蓮田市コミュニティセンター利用（変更）許可申請書を市長又は指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 利用権利者が利用の許可の取消しをしようとするときは、速やかに様式第3号の蓮田市コミュニティセンター利用取消申出書を市長又は指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

3 第1項の許可は許可書を、前項の許可は様式第4号の蓮田市コミュニティセンター利用取消許可書を交付して行うものとする。
（利用時間）

第6条 利用時間は、正時から1時間を単位とし、その時間が1時間に満たない場合であっても、

1 時間とみなすものとする。

2 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含めるものとする。

(利用許可の取消し等の通知)

第7条 市長又は指定管理者は、条例第10条第1項の規定により利用許可を取り消し、又は利用を停止若しくは制限する場合は、その理由を付して様式第5号の蓮田市コミュニティセンター利用許可取消等通知書により利用権利者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第13条の3の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第13条の3第1号又は第2号に該当する場合 全額

(2) 条例第13条の3第3号に該当する場合 市長がその都度定める額

2 条例第13条の3の規定による使用料の減免を受けようとする者は、第3条第1項に規定する申請書を提出する際、様式第6号の蓮田市コミュニティセンター使用料減額(免除)申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、様式第7号蓮田市コミュニティセンター使用料減額(免除)決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第9条 使用料の還付を受けようとする利用権利者は、様式第8号の蓮田市コミュニティセンター使用料還付請求書に許可書及び領収書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、様式第9号蓮田市コミュニティセンター使用料還付決定通知書により、当該申請をした者に通知し、使用料を還付するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第10条 条例第15条第1項の規定による申請は、市長が別に定める期日までに様式第10号の蓮田市コミュニティセンター指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

(2) 市長が指定する事業年度の事業報告書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類

(3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

- (5) 条例第14条第2項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(事業報告)

第11条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定管理者の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 管理に要した費用に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
(利用料金の承認)

第12条 指定管理者は、条例第20条第2項の規定により利用料金について市長の承認を受けようとするときは、様式第11号の蓮田市コミュニティセンター利用料金承認申請書を市長に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 条例第22条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第22条第1号又は第2号に該当する場合 全額
- (2) 条例第22条第3号に該当する場合 市長がその都度定める割合

2 指定管理者は、条例第22条の規定により利用料金の減額又は免除について市長の承認を受けようとするときは、様式第12号の蓮田市コミュニティセンター利用料金減額（免除）承認申請書を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第14条 センターを利用する者は、センターの職員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく附属設備その他備品、器具等を館外に持ち出してはならない。
- (2) 施設、附属設備その他備品、器具等は、許可された目的以外に利用してはならない。
- (3) 許可なく火気又は電源を利用してはならない。
- (4) 危険若しくは不潔な物品の持込み、又は許可なく動物の連行等をしてはならない。
- (5) センターの施設等を毀損し、又は汚損するおそれのある行為をしてはならない。
- (6) 騒音、怒声、放歌その他けん騒にわたる行為をし、又は他人に危害を及ぼす行為をしてはならない。

(様式)

第15条 条例第14条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第3条第1項、第4条第1項、第5条並びに第7条に規定する書類の様式は、様式第1号から様式第5号までの様式にかかわらず、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて、別に定めることができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月10日規則第6号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月31日規則第3号)

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 改正前の蓮田市コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則様式第2号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成20年8月4日規則第34号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の蓮田市コミュニティセンター管理規則（以下「新規則」という。）第6条の規定による申請及び新規則第8条の規定による承認に関し必要な行為は、この規則の施行日前においても新規則第6条及び第8条の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成22年9月30日規則第34号)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定の適用については、利用しようとする日の属する月が平成22年12月である場合に限り、同条中「3月前」とあるのは「前々月」と、「前々月」とあるのは「前月」とする。

附 則 (平成26年3月31日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第14号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分

その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年12月28日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年12月17日規則第36号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 7 年 3 月31日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号（第 3 条、第 5 条関係）

蓮田市コミュニティセンター利用（変更）許可申請書

年 月 日

蓮田市長 宛て
(指定管理者 宛て)

利用者番号
利用者名／団体名
住 所
電話番号

次のとおり、蓮田市コミュニティセンターを利用（変更）したいので申請します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
利用目的 (行事名称)	
利用日時	
利用責任者	
利用人数	

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数

使用料（利用料金）	使用料（利用料金）	減免額	合計
	円	円	円

様式第2号（第4条、第5条関係）

蓮田市コミュニティセンター利用（変更）許可書

年 月 日

様

蓮田市長
(指定管理者)

次のとおり、蓮田市コミュニティセンターの利用（変更）を許可します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
利用目的 (行事名称)	
利用日時	
利用責任者	
利用人数	

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数

使用料（利用料金）	使用料（利用料金）	減免額	合計
	円	円	円

様式第3号（第5条関係）

蓮田市コミュニティセンター利用取消申出書

年 月 日

蓮田市長 宛て
(指定管理者 宛て)

利用者番号
利用者名／団体名
住 所
電話番号

次のとおり、蓮田市コミュニティセンターの利用を取り消したいので申し出ます。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
利用目的 (行事名称)	
利用日時	
利用責任者	
利用人数	

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数

様式第4号（第5条関係）

蓮田市コミュニティセンター利用取消許可書

年 月 日

様

蓮田市長
(指定管理者)

次のとおり、蓮田市コミュニティセンターの利用の取消しを許可します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
利用目的	
(行事名称)	
利用日時	
利用責任者	
利用人数	

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数

様式第5号（第7条関係）

蓮田市コミュニティセンター利用許可取消等通知書

年 月 日

様

蓮田市長
(指定管理者)

蓮田市コミュニティセンターの利用の許可について、次のとおり利用を（取消し・停止・制限）します。

取消し・停止・ 制限の理由	
------------------	--

受付番号	
施設	
施設内の場所	
利用日時	

教示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蓮田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蓮田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蓮田市を代表する者は、蓮田市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号（第 8 条関係）

蓮田市コミュニティセンター使用料減額（免除）申請書

年 月 日

蓮田市長 宛て

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、蓮田市コミュニティセンター使用料の減免を受けたいので申請します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時			
使用料	減免前使用料	減免額	合計
	円	円	円
減免理由			

様式第7号（第8条関係）

蓮田市コミュニティセンター使用料減額（免除）決定通知書

年 月 日

様

蓮田市長

次のとおり、蓮田市コミュニティセンター使用料の減免を決定しました。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時			
使用料	減免前使用料	減免額	合計
	円	円	円
減免理由			

教示

1 審査請求について

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蓮田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蓮田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蓮田市を代表する者は、蓮田市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号（第 9 条関係）

蓮田市コミュニティセンター使用料還付請求書

年 月 日

蓮田市長 宛て

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、蓮田市コミュニティセンター使用料の還付を受けたいので請求します。

利用許可年月日	年 月 日
利用日時	
利用施設等	
既納使用料	円
還付申請額	円
還付を受けようとする理由	
備考	

様式第9号（第9条関係）

蓮田市コミュニティセンター使用料還付決定通知書

年 月 日

様

蓮田市長

次のとおり、蓮田市コミュニティセンター使用料の還付を決定したので通知します。

利用許可年月日	年 月 日
利用日時	
利用施設等	
既納使用料	円
還付申請額	円
還付を受けようとする理由	
備考	

教示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蓮田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蓮田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蓮田市を代表する者は、蓮田市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号（第10条関係）

蓮田市コミュニティセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

蓮田市長 宛て

申請者 所在地
名称
代表者氏名

蓮田市コミュニティセンター設置及び管理条例第15条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第11号（第12条関係）

蓮田市コミュニティセンター利用料金承認申請書

年 月 日

蓮田市長 宛て

指定管理者 所在地
名称
代表者氏名

蓮田市コミュニティセンターの利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

施設等の名称	利用区分	利用単位	利用料金（円）
集会室	全面	1 時間	
会議室	全面	1 時間	
	片面	1 時間	
和 室	全面	1 時間	
	片面	1 時間	
調理室	全面	1 時間	
卓球台	1 台	1 時間	

様式第12号（第13条関係）

蓮田市コミュニティセンター利用料金減額（免除）承認申請書

年 月 日

蓮田市長 宛て

指定管理者 所在地
名称
代表者氏名

蓮田市コミュニティセンターの利用料金の金額を次のとおり減額（免除）することについて、承認を受けたいので申請します。

利用権利者の住所	利用権利者の氏名	利用日時	利用施設等	減額(免除)をしようとする金額(円)	減額(免除)の承認を受けようとする理由